官

旅券法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

## 名

御

令和四年十月五日

# 内閣総理大臣

岸田

文雄

第一条の見出し中「国に」を「国内における国に」を削り、同項第三号中「に規定する」を「の規定」を「から第三号を削る。 第二条中「第二十条第二項」を「貼って」に改める。 第二条中「第二十条第二項」を「貼って」に改める。 第二条第一項をだし書中「及び第十二条第三項」に改め、同条第一号中「、第二号又は第三号」を加え、同条第三号を削る。 第四条第一項をだし書中「及び第十二条第三項」に改め、同条第一号中「、第二号又は第三号」を加え、同条第三号を削る。 第四条第一項を形し書を削る。 第三条の見出・とて、一 

第三条の見出しを「国外における手数料の額及び納付の方法」に改め、同条第一項中「第二十条第第三条の見出しを「国外における手数料の額及び納付の方法」に改め、同条第一項中「第二十条の工第二項の政令で」となるよう、領事官の所在国ごとに当該国の通貨をもって外め、同項第五号中「又は第六号」を削り、同条第二項中「前項に定める手数料については、領事官」に改め、同項第五号中「又は第六号」を削り、同条第二項中「前項に定める手数料については、領事館」を「前二項の手数料は、領事官の」に改め、「法第三条第一項に規定する領事官をいう。」と「領事官」に改め、同項第五号中「又は第六号」を削り、同条第二項中「前項に定める手数料については、領事館」と「第二十条の二第一項の政令で」に改め、「外国貨幣換算率をいう」の下に「。次項におい四項に」を「第二十条の二第一項の政令で」に改め、「外国貨幣換算率をいう」の下に「。次項においる新三条の見出しを「国外における手数料の額及び納付の方法」」に改め、同条第一項中「第二十条第第三条の見出しを「国外における手数料の額及び納付の方法」」に改め、同条第一項中「第二十条第第三条の見出しを「国外における手数料の額及び納付の方法」」に改め、同条第一項中「第二十条第第三条の見出しを「国外における手数料の額及び納付の方法」に改め、同条第一項中「第二十条第第三条の見出しを「国外に対する」といる。

未満であるときは、 三号の処分に係る手数料 二号の処分に係る手数料 号の処分に係る手数料 一万千九百円以上一万二千百円以下) 万六千九百円以上一万七千百円以下 万千九百円以上 一万千九百円以上二万二千百円以下 一万二千百円以下 (処分の

第三条を第五条とする。 るものについては同条第四項に定める額とし、同条第一項第五号の処分に係るものについては同号 うとする者は、外務省令で定めるところにより、当該手数料を邦貨をもって外務大臣に納付するこ 第三条に次の一項を加える。 とができる。この場合における手数料の額は、法第二十条第一項第一号から第三号までの処分に係 に定める額とする。 前三項の規定にかかわらず、第一項(第四号に係る部分を除く。)又は第二項の手数料を納付しよ

第四項」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。 第二条の二の見出し中「手数料」の下に「の額」を加え、同条中 「第二十条第三項」を「第二十条

(大規模な災害に際しての手数料の減額又は免除の申請)

第四条 | 法第二十条第六項(法第二十条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による国に 臣又は領事官(法第三条第一項に規定する領事官をいう。次条において同じ。)に申請しなければな 納付すべき手数料の減額又は免除を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、外務大

## (施行期日) 附 則

第一条 この政令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年三月二十七日)から施行す (旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令(平成七年政 令第二百四十四号)の一部を次のように改正する。 附則第二条第二項を削る。

第三条 旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令(平成十一

附則第二条第二項から第四項までを削る。 令第三百八十二号)の一部を次のように改正する。

官

第四条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。 (地方自治法施行令の一部改正) 別麦第一旅券法施行令(平成元年政令第百二十二号)の項中「第四条第一項」を「第六条第一項」

に改め、同表旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令(平成

十一年政令第三百八十二号)の項を削る。

第五条 次に掲げる政令の規定中「旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十一条の規定によ り旅券を返納した」を「旅券を紛失し、又は焼失した」に改める。 (公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正) 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第二十三条の三第一項第

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十五号)第十五条第一

項

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正)

第六条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号) 部を次のように改正する。

第十条第四項及び第十二条第三項」を「及び第十条第四項」に改める。 別表旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の項中「及び第三項」を「及び第四項」

内閣総理大臣 財務大臣 外務大臣 総務大臣 鈴木 林 俊芳 一正稳